

労 審 発 第 718 号

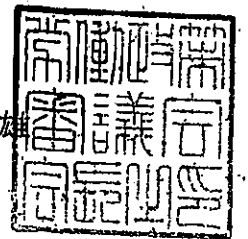
平成 26 年 1 月 16 日

厚生労働大臣

田村 憲久 殿

労働政策審議会

会長 樋口 美雄



平成 26 年 1 月 16 日付け厚生労働省発職 0116 第 3 号をもって労働政策審議会に諮問のあった「雇用保険法の一部を改正する法律案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成 26 年 1 月 16 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

労働政策審議会職業安定分科会

分科会長 阿部 正浩

「雇用保険法の一部を改正する法律案要綱」について

平成 26 年 1 月 16 日付け厚生労働省発職 0116 第 3 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成 26 年 1 月 16 日

労働政策審議会職業安定分科会

分科会長 阿部 正浩 殿

労働政策審議会職業安定分科会

雇用保険部会

部会長 岩村 正彦

「雇用保険法の一部を改正する法律案要綱」について

平成 26 年 1 月 16 日付け厚生労働省発職 0116 第 3 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。

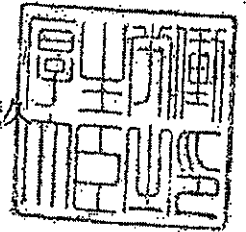
厚生労働省発職0116第3号

平成26年1月16日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「雇用保険法の一部を改正する法律案要綱」について、貴会の意見を求
める。

雇用保険法の一部を改正する法律案要綱

第一 就業促進手当の改正

安定した職業に就き、就業促進手当の支給を受けた者であつて、同一の事業主の適用事業にその職業に就いた日から引き続いて六月以上雇用されるもののうち、厚生労働省令で定める要件（注1）に該当するものに対して、基本手当日額に基本手当の支給残日数に相当する日数に十分の四を乗じて得た数を乗じて得た額を限度として厚生労働省令で定める額（注2）を支給するものとする。

（注1）再就職時賃金が離職時賃金より低下するときに支給するものとする〔省令〕。

（注2）離職時賃金と再就職後賃金との差額の六月分の額を支給するものとする〔省令〕。

第二 教育訓練給付の改正及び教育訓練支援給付金の創設

一 教育訓練給付の改正

一般被保険者又は一般被保険者であつた者（以下「教育訓練給付対象者」という。）が、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合（当該教育訓練を受けている場合であつて厚生労働省令で定める場合

(注3)を含む。)において、支給要件期間が三年以上(注4)であるときに、当該教育訓練の受講のために支払った費用の額に百分の二十以上百分の六十以下の範囲内において厚生労働省令で定める率(注5)を乗じて得た額の教育訓練給付金を支給するものとする(注6)。

ただし、当該教育訓練を開始した日前厚生労働省令で定める期間内(注7)に教育訓練給付金を受けたことがあるときは、教育訓練給付金は支給しないものとする。

(注3) 適切に受講していることが確認できる場合とする〔省令〕。

(注4) 初めて中長期的なキャリア形成に資する専門的・実践的な教育訓練(以下「専門的・実践的な教育訓練」という。)を受ける場合は、支給要件期間は二年以上とする〔省令〕。

(注5) 教育訓練給付金の給付率及び上限額については、支給要件期間に応じ、次の表のとおりとする〔省令〕。

支給要件期間	給付率	上限額
三年以上であつて教育訓練を受ける場合 (初回の受給に限り一年以上)	百分の二十	十万円

十年以上であつて専門的・実践的な教育訓練を受ける場合 (初回の受給に限り三年以上)	ア 百分の四十 イ 百分の六十(資格取得等の上で、一般被保険者として職に就いている場合)	アの場合にあつては、年三十二万円(原則二年。資格にながる等の教育訓練に限り三年。) イの場合にあつては、年四十八万円(原則二年。資格にながる等の教育訓練に限り三年。)
--	--	---

(注6) 専門的・実践的な教育訓練の受講に当たっては、原則として、キャリア・コンサルティングを受けたことを確認するものとする〔省令〕。

(注7) 教育訓練を開始した日前厚生労働省令で定める期間については、教育訓練を開始する場合は三年、専門的・実践的な教育訓練を開始する場合は十年とする〔省令〕。

二 教育訓練支援給付金の創設

教育訓練給付対象者(教育訓練給付金の支給を受けたことがない者のうち、一般被保険者であつた者であつて、厚生労働省令で定めるもの(注8)に限る。)であつて、平成三十一年三月三十一日以前に

厚生労働省令で定める教育訓練（注9）を開始したもののうち、当該教育訓練を開始した日における年齢が四十五歳未満である者に対して、当該教育訓練を受けている日のうち失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。）について、賃金日額に百分の五十から百分の八十までの範囲で厚生労働省令で定める率を乗じて得た金額に百分の五十を乗じて得た額の教育訓練支援給付金を支給するものとする。

ただし、基本手当が支給される期間及び給付制限等により基本手当を支給しないこととされる期間については、教育訓練支援給付金を支給しないものとする。

（注8）専門的・実践的な教育訓練を初めて受ける者であつて、教育訓練支援給付金の支給を受けたことがない者とする〔省令〕。

（注9）専門的・実践的な教育訓練とする〔省令〕。

第三 資料の提供等に関する規定の新設

行政庁は、関係行政機関又は公私の団体に対して、この法律の施行に関して必要な資料の提供その他の協力を求めることができるものとする。

第四 基本手当の支給に関する暫定措置

給付日数の延長に関する暫定措置等の期限を三年間（平成二十九年三月三十一日まで）延長すること（注10）。

（注10）個別延長給付に関しては、以下の見直しを行うこととする「省令」。

① 四十五歳未満である者について、安定した職業に就いた経験が少なく、離職又は転職を繰り返している者とする。

② 雇用機会が不足する地域を指定する基準について、当該地域の求職者の数に対する当該地域内の事業所に係る求人の数の比率が「一を下回る事」から「全国における当該比率以下である事」に見直すとともに、他の基準（※）も含め、個別延長給付創設時の全国実績（平成二十一年一月時点）に照らして判定するものとする。

（※）当該地域の労働力人口に対する求職者数の割合に係る基準及び当該地域の基本手当受給者に被保険者を加えた数に対する基本手当受給者数の割合に係る基準

第五 育児休業給付金に関する暫定措置

育児休業給付金の額については、当分の間、被保険者が休業を開始した日から起算し当該育児休業給付金の支給に係る休業日数が通算して百八十日に達するまでの間に限り、被保険者が休業を開始した日に受給資格者となったものとみなしたときに算定されることとなる賃金日額に支給日数を乗じて得た額の百分の六十七に相当する額に引き上げるものとする。

第六 附則

一 施行期日

この法律は、平成二十六年四月一日から施行するものとする。ただし、第四は公布の日から、第二は平成二十六年十月一日から施行するものとする。

二 経過措置

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。

三 関係法律の整備

その他関係法律について所要の規定の整備を行うこと。